

2021年度ひょうご消費者セミナー（オンライン）

18歳はもう大人

～被害者にも加害者にもならないために～

2022年4月から、成年年齢を引き下げる「民法の一部を改正する法律」が施行されます。民法については、「条文をよく知らない」方も多いと思いますが、私たちの生活に密接に関係している法律です。特に今回の法改正では、高校生や大学生でも親の同意がなくても契約ができて、後から取り消すことができないため、消費者被害が増加するのではないかと心配されています。今回の学習会で、改正の内容や注意すべきことについて学びましょう。



【日 時】2022年2月11日（金）14:00～15:30

【テーマ】「18歳はもう大人

～被害者にも加害者にもならないために～」

【講 師】大森 節子さん

C・キッズ・ネットワーク理事長

ひょうご消費者ネット理事

NPO 法人C・キッズ・ネットワークでは、対象者に合わせたテーマごとの分かりやすい教材を開発して、消費者教育の出前講座を行っています。また、消費者支援功労者表彰内閣府特命担当大臣表彰を受け、内閣府第4次、第5次消費者委員会委員などを務めました。消費者教育を推進するため、日々活動しています。

- ◆参加費:無料（オンライン開催）
- ◆定 員:150人（先着順）
- ◆申込方法:①氏名②利用生協名③メールアドレス④当日連絡がとれる電話番号を下記アドレスまでお送りください。

Eメール: hyogo@kobe.coop.or.jp

- ◆申込締切:2022年1月28日（金）2月初旬に参加用URLをお送りします。パソコンからの受取に制限をかけている場合は、あらかじめ解除ください。

◆問合せ先:兵庫県生活協同組合連合会 Tel:078-391-8634

- ◆主 催:ひょうご消費者ネット、消費者支援機構関西、兵庫県生活協同組合連合会、生活協同組合コープこうべ

◆共 催:兵庫県立消費生活総合センター

◆後 援:神戸市

※提供いただきました個人情報、今企画以外の目的では使用いたしません。



お申込みはこちらから↑



20歳⇒18歳へ